



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの 伝言板

人の動き



6 月末現在（前月比）

人 口：4,417 人（＋ 3）

男：2,153 人（± 0）

女：2,264 人（＋ 3）

世帯数：2,101 世帯（＋ 2）

救急・火災



令和 7 年 1 月～ 6 月末

救 急：98 件

火 災： 3 件

人の
伝言
板の
動き

使用料などの納期限	
8 月 25 日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
9 月 1 日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、固定資産税（第 2 期）、国民健康保険税（第 3 期）、介護保険料（普通徴収第 3 期）、後期高齢者医療保険料（第 2 期）



訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和 45 年 8 月 1 日制定】

夜間納税相談および 収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係するものに限り）も納付することができます。

○と き 8 月 13 日（水）・9 月 10 日（水）
17 時 30 分～ 20 時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

固定資産税・国保税の納期限は 9 月 1 日

固定資産税第 2 期分と国保税第 3 期分の納期限は、9 月 1 日（月）です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

個人事業税の第 1 期納期限は 9 月 1 日

個人事業税は、個人が地方税法などで定められた事業を営む場合に、その所得を基礎として課税される税金です。

北海道から送付される納税通知書は、第 1 期（9 月 1 日期限）と第 2 期（12 月 1 日期限）が一緒に送付されますので、それぞれの納期限までに納めてください。

※第 2 期分の納付書は紛失しないよう注意してください。

eL-QR や eL 番号が記載されている納付書があれば、自宅やオフィスなどから、スマートフォンやパソコンなどを利用してキャッシュレスで納税できますので、地方税お支払サイトのご利用・ご確認をお願いします。

地方税の支払いや個人事業税などの詳細は下記 QR をご覧ください。

○問合せ

オホーツク総合振興局北見道税事務所

・課税に関すること（☎ 25-8681）

・納税に関すること（☎ 25-8686）

地方税
お支払
サイト



道税
ホーム
ページ



消費税および地方消費税（個人事業者）の 中間申告と納付のお知らせ

個人事業者の方で、令和 6 年分の確定消費税額（地方消費税額を除く）が 48 万円を超える方は、中間申告と納付が必要です。

○中間申告および納付の期限

9 月 1 日（月）

○振替納税の振替日

9 月 29 日（月）

※詳細については、右記 QR を
ご確認ください。



▲中間申告
の方法

○問合せ 北見税務署（☎ 23-7151）

墓参の供物などは持ち帰りましょう

お墓参りの供物（花を含む）やごみなどは、必ず持ち帰りましょう。

特に供物は、カラスやキツネが散らかします
ので、必ず持ち帰ってください。

また、家庭で使った「盆ちょうちん」「御
霊供膳」などの仏具は、墓地に捨てないでくだ
さい。

○仏具類の処分方法

①「分別収集のてびき」を見て分別する。不明
な点は、役場にお問い合わせください

②処理業者（お焚き上げ）に処分（有料）を依
頼する

③仏具類の買い替えのとき、販売店に引き取り
を相談する

④寺院などに相談する

○問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203）

不用品の訪問買い取りに注意

最近、実践会地区を中心に不用品の買い取り
のために住宅を訪問する業者による迷惑行為が
あったなどの情報が寄せられています。

以下のような対処方法がありますので参考に
してください。

・農機具などは倉庫内に保管して鍵をかける
・敷地内に無断で立ち入らないよう看板を設置
する

・不用品の買い取り業者は古物商の許可を受け
ていることが必要なため、訪問があった場合
は古物商許可証の提示を求める

・窃盗や不法侵入などの疑いがあった場合は、
警察（110 番）へ通報する

○問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203）

くらしの伝言板

全国一斉「子どもの人権相談」強化週間

「子どもの人権 110 番」は、学校における「いじめ・体罰」や家庭内における児童虐待など、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

法務局と人権擁護委員連合会では、8 月 27 日（水）から 9 月 2 日（火）までの一週間を全国一斉「子どもの人権相談」強化週間と定め、時間を延長して電話相談に応じています。

○フリーダイヤル

☎ 0120-007-110（全国共通）

○と き

平日：8 時 30 分～ 19 時

土・日曜日：10 時～ 17 時

○相談担当者

釧路人権擁護委員連合会の人権擁護委員・釧路地方法務局職員

○問合せ 釧路地方法務局人権擁護課

（☎ 0154-31-5014）

※強化週間以外の相談受け付けは、平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分までです。（土・日曜日、祝日を除く）

8 月は道路ふれあい月間 道路の清掃にご協力を

安全で快適な道路環境を保つため、国土交通省では、8 月 10 日を「道の日」と定め、8 月を「道路ふれあい月間」としています。

建設工事や農作業などの車両の出入りに伴い、敷地出入り口付近の道路の汚れが目につきます。

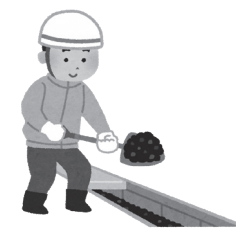
道路の管理上、または交通安全の面からも、道路を汚したときは、当事者が責任を持ってきれいに清掃をお願いします。

道路敷地内での工事、その他の行為については届け出が必要です。届け出がない場合は法律で罰せられることがありますので、事前にご相談ください。

○問合せ

建設耕地課土木管理係

（☎ 47-2117）



人の
伝言
板の
動き